

# 星 槎 道 都 大 学

通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）に関する規程

## 星槎道都大学通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）に関する規程

本学は学生等の新たな教育機会の提供を行うため、通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）を設け、本規程により精神保健福祉士資格者の養成を行う。

### （目的）

- 第 1 条 本規程は、星槎道都大学学則（以下「学則」という。）第 5 3 条第 2 項に基づき、本学通信教育科の精神保健福祉士養成に関する事項について定める。
- 2 この規程に定めるもの以外については、学則によるものとする。

### （課程）

- 第 2 条 本学の附帯教育事業として、通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）を設置する。

### （位置）

- 第 3 条 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）を北海道北広島市中の沢 1 4 9 番地に置く。

### （入学定員）

- 第 4 条 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）の入学定員を次のとおりとする。
- 入学定員 40 名（1 学級）

### （修業年限）

- 第 5 条 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）の修業年限を 1 年 9 カ月とする。

### （入学資格）

- 第 6 条 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- （1）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第 3 項で定める者。
- （2）学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第 6 項に規定する者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したものの。
- （3）学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第 9 項に規定する者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したものの。
- （4）指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した者。

### （入学の出願）

- 第 7 条 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）に入学を志願する者は、所定の入学願書に別表 2 に定める選考料および指定する書類を添えて所定の期日までに願出なければならない。

### （入学者の選考）

- 第 8 条 前条の入学志願者の選考は、書類選考により学長が許可する。

### （入学手続および入学許可）

- 第 9 条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人を定め、本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第10条 保証人については、学則第17条を準用する。

(授業科目)

第11条 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）の授業科目および時間数は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第12条 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）の授業は、印刷教材等による授業、面接授業等のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業をいう。

3 面接授業は、本学の校舎又は他の適当な場所において講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又は併用により行う授業をいう。

4 印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せて行うものとする。

(既修得単位の認定)

第13条 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）において、教育上有益と認めるときは、精神保健福祉士養成を行う大学等における学修を通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）の授業科目の履修とみなすことができる。

2 指定施設において1年以上の相談援助業務に従事した後入学する者については、ソーシャルワーク実習を免除する。

(修了要件)

第14条 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）を修了するためには、別表1に定める授業科目および時間数を修得しなければならない。

(科目の修得)

第15条 科目を修得するためには、授業科目を履修し、かつ試験に合格しなければならない。

2 精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について（平成23年8月5日障発0805第3号）別添 精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針 6 学生に関する事項（6）および（7）により、各科目の出席時間数が定められた時間数の3分の2（ただし、ソーシャルワーク実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

(試験の種類)

第16条 試験は科目修得試験、面接授業試験等とする。

2 印刷教材等による授業および放送授業科目の履修は、レポートを提出し、かつ指定の時期に科目修得試験を受けなければならない。

3 面接授業に出席し、履修した授業科目については、指定の時期に面接授業試験を受けなければならない。

4 科目修得試験、面接授業試験等は、その履修した授業科目について筆記、口述、レポート、実技など適切な方法によって行う。

(学修の評価)

第17条 学修の評価は、合格（100点～60点）、不合格（59点以下）とする。

(修了証明書)

第18条 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）の修了要件を満たした者に修了証明書を発行する。

(休学)

第19条 休学については、学則第30条第1項、同第2項、同第3項を準用する。

(復学)

第20条 復学については、学則第31条を準用する。

(退学)

第21条 退学については、学則第34条を準用する。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 長期にわたる欠席その他の事由で、成業の見込のない者
- (3) 死亡または長期行方不明の者

(学費等)

第23条 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）の選考料、入学金、授業料等は別表2のとおりとする。

2 本学の通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）の授業料等は、本学が指定する所定の期日までに納付しなければならない。但し、事情によって延納・分納を許可する場合がある。

(納付した選考料・学費等)

第24条 納付された選考料・学費等は原則として返還しない。

(賞罰)

第25条 賞罰については、学則を準用する。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、星槎道都大学通信教育科精神保健福祉士養成課程担当者会議にて審議し学長が決定する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

- 2 この規程の改訂は、平成29年4月1日より施行する。
- 3 この規程の改訂は、平成31年4月1日より施行する。
- 4 この規程の改訂は、令和5年4月1日より施行する。

但し、別表1に定める授業科目及び別表2に定める受講期間が延長する場合の費用は、令和5年度新入学生から適用とし、既在学生については、従前の規定によることとする。

別表1 星槎道都大学通信教育科精神保健福祉士養成課程（一般）カリキュラム表

指定科目名及び開講科目の名称	印刷教材	面接授業	実習
医学概論	90		
心理学と心理的支援	90		
社会学と社会システム	90		
社会福祉の原理と政策	180		
地域福祉と包括的支援体制	180		
社会保障	180		
障害者福祉	90		
権利擁護を支える法制度	90		
刑事司法と福祉	90		
社会福祉調査の基礎	90		
精神医学と精神医療	162	6	
現代の精神保健の課題と支援	162	6	
ソーシャルワークの基盤と専門職	81	3	
精神保健福祉の原理	162	6	
ソーシャルワークの理論と方法	162	6	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	162	6	
精神障害リハビリテーション論	81	3	
精神保健福祉制度論	81	3	
ソーシャルワーク演習	81	3	
ソーシャルワーク演習（専門）	243	9	
ソーシャルワーク実習指導	243	9	
ソーシャルワーク実習			210
合計	2790	60	210

※社会福祉士養成課程のソーシャルワーク実習を修得した者はソーシャルワーク実習のうち、精神科病院等の医療機関以外における実習 60 時間分を免除する。

※指定施設において1年以上の勤務経験がある場合はソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を免除する。

## 別表2

### 学費一覧

項目	金額	備考
選考料	10,000 円	
入学金	30,000 円	
授業料	310,000 円	
実習費	200,000 円	※実習免除者は不要 ※社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」履修者は 50,000 円を免除する。
合計	550,000 円	

※上記金額は1年9ヶ月の学費であり、入学時に一括で支払う。

※受講期間が延長する場合には履修科目に応じて科目履修料が必要となる。

科目履修料 10,000 円／1 科目

なお、スクーリング科目については別途スクーリング受講料が必要となる。

スクーリング受講料 10,000 円／1 科目

※休学する場合には休学在籍料の支払いが必要